

都市計画地区計画の変更

太郎丸地区 地区計画

富山県 富山市

計 画 書

都市計画 太郎丸地区 地区計画を、次のように変更する。

名 称	太郎丸地区 地区計画
位 置	富山市太郎丸字向河原割及び富山市太郎丸字伊地免割の各一部
面 積	約 6.5ヘクタール
区 域 の 整 備 ・ 開 発 標 準 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	<p>本地区は、国道41号と都市計画道路中老田小泉線の交差点の南東に位置した地域であり、堀川西土地区画整理事業の施行地区の一部である。国道41号と都市計画道路・中老田小泉線はどちらも主要幹線道路であり、両側は路線的な近隣商業地域に指定されていることから、道路沿線には商業施設の立地傾向が強かった。さらに昭和50年代中頃より、本地区的北側に城南公園と富山市科学文化センター及び県立近代美術館の文化施設が建設されたことや区画整理事業が完了に近付いたことなどから、周辺の居住者・来街者とも増加し、当地区的土地利用も沿道サービス的なものから、より広域を対象とした商業利用へと変化してきたので、近隣商業地域の拡大を計画している。</p> <p>このため、地区計画の策定により各街区の整備目標を定め、土地区画整理事業の効果の維持及び促進とあわせて、幹線街路の沿道に面した北西よりの街区については健全な近隣商業地としての誘導と商業の利便性の向上、幹線街路に面しない南東よりの街区については良好な住宅環境の創出を図りつつ、用途の混在による環境悪化、地区的敷地の狭小化等の防止を行うことにより、適正かつ合理的に土地を利用し良好な土地環境を形成、保持することを目標とする。</p> <p>本地区の内、国道41号と都市計画道路・中老田小泉線の結節点周辺のA地区については、商業施設が立地できる「近隣商業街区」とし、周辺街区への環境に配慮した、良好な近隣商業地としての整備を行うものとする。</p> <p>B地区については、商業的利用とその他の利用が混在しており、その内、中老田小泉線に面した街区については近隣商業地として位置付ける。B街区の残りの2つの街区については、当面はA地区の機能を補完する街区として位置付けるが、二次開発に際しては、A地区と同様に、周辺街区への環境に配慮した、良好な近隣商業地としての整備を行うものとする。</p> <p>C地区については、良好な一戸建住宅中心の低層住宅街区として位置付ける。</p> <p>本地区における区画道路は、土地区画整理事業により整備されつつある。したがって、本地区計画においてはこれをあらためて担保する措置として、地区施設として位置付ける。</p> <p>国道41号と都市計画道路・中老田小泉線の沿道は、商業施設等の建設を誘導するとともに、歩道と壁面後退による空地との一体的整備等により、良好な近隣商業地域を形成する。</p> <p>A地区及びB地区における商業施設建設においては、極力、建物の共同化を図り、屋外広告物の設置、駐車場の配置、樹木の植栽や生垣の設置による緑化等に十分配慮し、周辺の住宅街区の環境悪化を防止し、良好な環境の郊外型商業拠点地区としての施設建設、維持、管理に努める。</p> <p>A地区においては、これを担保するため、地区整備計画を策定する。</p> <p>C地区については、一戸建住宅を中心とし、敷地内の緑化や垣・柵の整備により、ゆとりを持った良好な住環境の形成とその維持、保全を図る。</p>

地区整備計画書

	地区施設の配置及び規模	道路	区画道路 巾員 6 m、8 本、総延長 1217 m 計画図に表示するとおりとする。
	地区の区分	区分の名称	A 地区
		区分の面積	約 2.5 ha
	建築物の用途の制限		別表に掲げる建築物は建築してはならない。
地 区 整 備 計 画 事 項	敷地面積の最低限度		100 平方メートル ただし、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しない土地について、その全部を一の敷地として使用する場合は適用しないものとする。
	壁面の位置の制限	① 道路境界線からの距離	建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は高さ 2.0 m を超える門若しくはへいは、計画図に表示する壁面線を越えて建築してはならない。
		隣地境界線からの距離	建築物の壁若しくはこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.5 m 以上でなければならない。
	建築物の意匠の制限		建築物の外壁、屋根、及び工作物の色彩は、原色を避け落ち書きのある色彩を忌避とする。
	かき又はさくの構造の制限		道路に面する側の高さ 1.5 m 以上のかき又はさくは、次の各号の一に掲げるものとする。 1 生垣 2 金網その他これに類する透視可能なさくで、基礎を構築する場合には、基礎の高さが全面道路面から 0.6 m 以下のもの 3 複強コンクリートブロック造等のへいで、道路側に幅 0.5 m 以上の植栽帯を設け植栽を施したもの

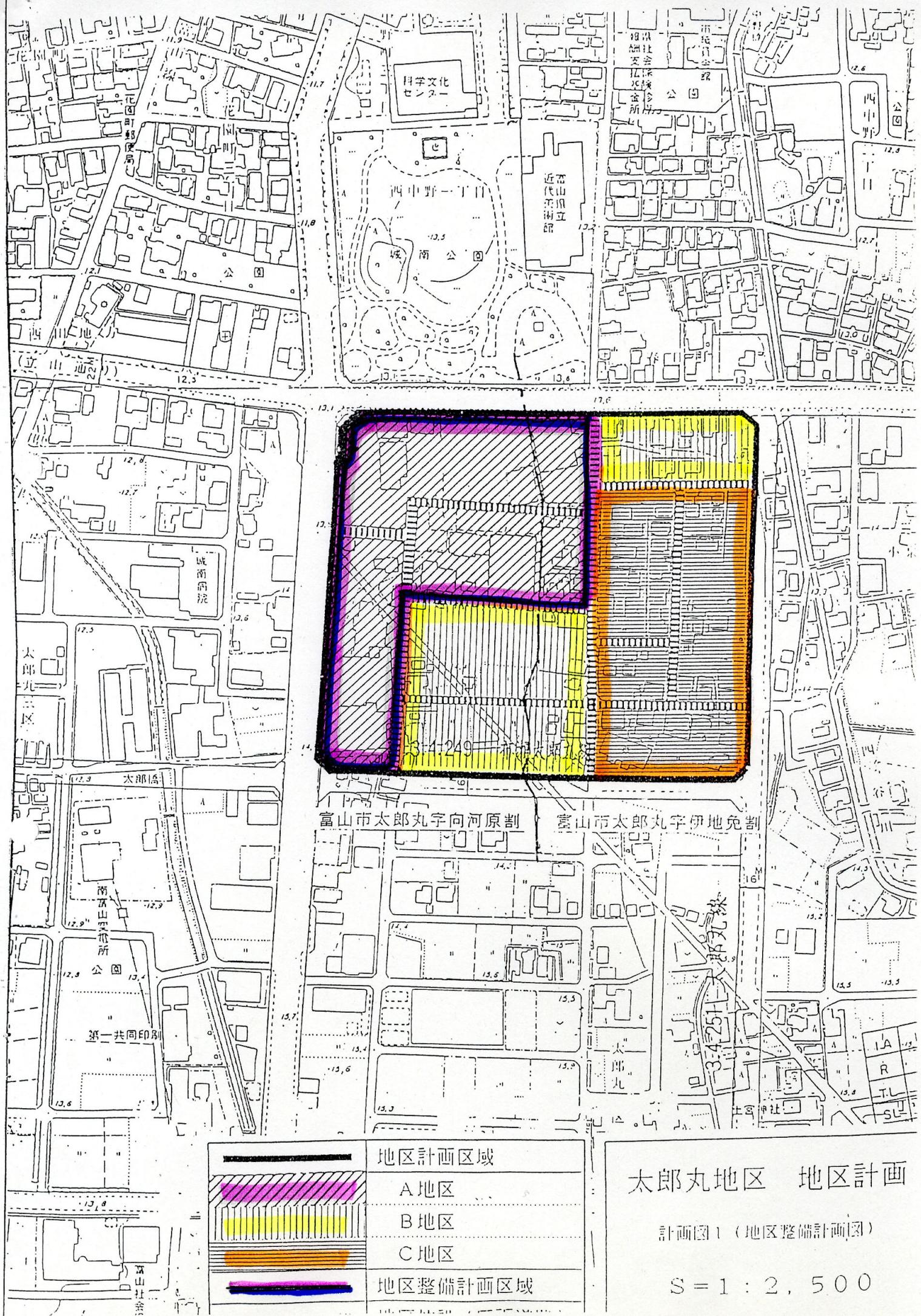
「区域、壁面の位置の制限は計画図の表示のとおり。」

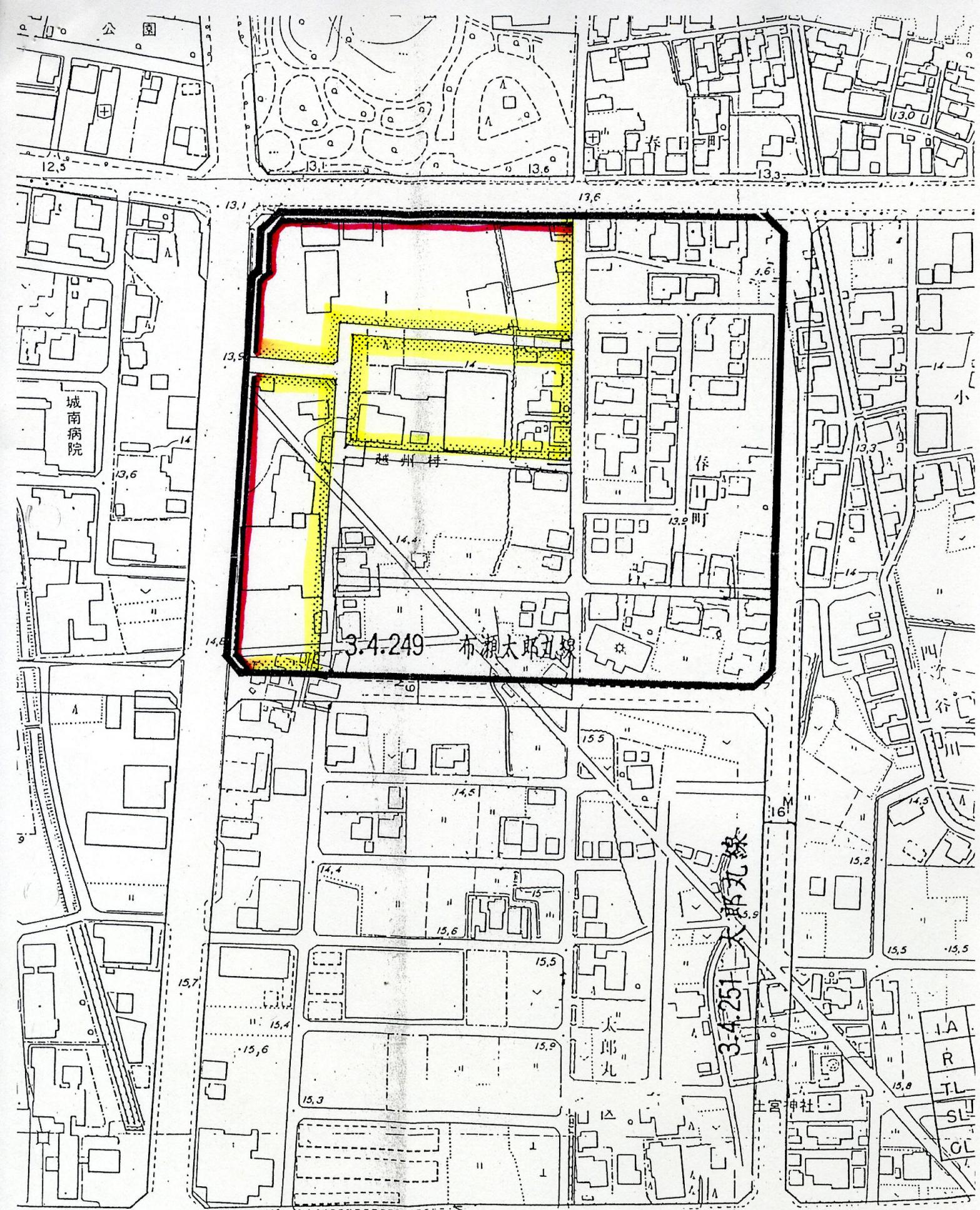
別表

1. 次の各号に掲げる事業を営む工場

- (1) 容量10リットル以上のアセチレンガス発生器を用いる金属の工作
- (2) 印刷用インキの製造
- (3) 原動機を使用する塗料の吹付
- (4) 原動機を使用する魚肉の練製品の製造
- (5) 原動機を使用する研磨機による金属の乾燥研磨（工具研磨を除く。）
- (6) コルク、エボナイト又は合成樹脂の粉碎又は乾燥研磨で原動機を使用するもの
- (7) 厚さ0.5ミリメートル以上の金属板のつち打加工（金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）又は原動機を使用する金属のプレス若しくは切断（機械のこぎりを使用するものを除く。）
- (8) 印刷用平板の研磨
- (9) 糖衣機を使用する菓子の製造
- (10) 原動機を使用するセメント製品の製造
- (11) 撥線、金網の製造又は直線機を使用する金属線の加工で出力の合計が0.75キロワットをこえる原動機を使用するもの
- (12) 木材の引割若しくはかんな削り、裁縫、機縫、撚糸、組ひも、編物、製袋又はやすりの目立て出力の合計が0.75キロワットをこえる原動機を使用するもの
- (13) 製針又は石材の引割で出力の合計が1.5キロワットをこえる原動機を使用するもの
- (14) 出力の合計が2.5キロワットをこえる原動機を使用する製粉
- (15) 合成樹脂の射出成形加工
- (16) 出力の合計が10キロワットをこえる原動機を使用する金属の切削
- (17) めっき
- (18) 原動機の出力の合計が1.5キロワットをこえる空気圧縮機を使用する作業
- (19) 原動機を使用する印刷

2. 倉庫業を営む倉庫





壁面の位置の制限図

地区計画区域

道路境界線より 1.0 m 以上後

道路境界線より 0. 5 m 以上後辺